東京若手議員の会　会則

（名称）

第１条　本会は、東京若手議員の会と称する。

（目的）

第２条　本会は、高い理想と志のもと中央と地方の政治のあり方を真剣に考え、若さと情熱を持ってお互いに研鑽しあい、民主主義と地方自治の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）研修事業

（２）交流事業

（３）調査・研究事業

（４）その他、本会の目的を達成するために必要な前各号に付随する事業

（会員）

第４条　本会の会員は、原則として３９歳以下で初当選した４５歳未満の区市町村議会議員とする。但し、会員が８月３１日までの間に４５歳に達した場合は、その年度の終了まで会員としての資格を有するものとする。

２　本会の出身者で、首長、国会議員、都道府県議会議員となった者も会員となることができる。

３　本会の出身者で、議員失職中の者も会員となることができる。

４　関東若手市議会議員の会が認めた者も会員となることができる。

（役員）

第５条　本会の役員は次の通りとする。

（１）代表１名

（２）事務局長１名

（３）監事１名

（４）その他、代表が指名した役職

２　役員の任期は毎年９月１日から翌年８月３１日までとする。但し、再任を妨げない。

３　役員は総会の承認をもって選出する。

（執行部役員）

第６条　執行部役員は役員の中から選出する。

２　執行部役員は代表、事務局長、監事ほか、代表が指名した役職をもって構成する。

（執行部役員の職務）

第７条　代表は、本会を代表し、業務を統括する。

２　事務局長は、代表を補佐し、会の円滑な運営を行うとともに、関東若手市議会議員の会、全国若手市議会議員の会との連絡調整を行う。

３　監事は、業務の執行の状況および財産の状況を監査し、著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をする。

４　代表が指名した上記以外の執行部役員の職務については、都度定めるものとする。

（会議）

第8条　代表は毎年１回の定期総会、その他必要に応じて臨時総会を招集する。

２　代表は必要に応じて執行部役員会を招集する。

３　代表は必要に応じて役員会を招集する。

４　その他、会員による調査・研究のための会議を開催することができる。

（会費）

第9条　本会の会費は全国若手市議会議員の会に納入する年額３,０００円並びに関東若手市議会議員の会に納入する２，０００円の合計５，０００円をもって会費とする。

２　年会費納入期限は新年度開始前の８月３１日までとする。

３　統一地方選挙後の入会対象者が８月３１日までに納入した会費は翌年度のものとし、会費納入から８月３１日までの間は会員扱いとする。

４　その他、各種事業における参加費を徴収することができる。

（会計年度）

第１０条　本会の会計年度は、毎年９月１日より翌年８月３１日までとする。

（事務局）

第１１条　本会の事務局は、代表が指定した東京都内の場所に置く。

（改廃）

第１２条　この会則の改廃は、総会において決定する。

（補則）

第１３条　この会則に定めのない事項は、規程により別に定める。

附則　この会則は、令和元年７月２６日から施行する。